

(趣旨)

第1条 この要綱は、標茶町タウンプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザインは別図のとおりとする。

2 ロゴマークを使用する者は、別に定める「標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用マニュアル」に従うこととする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、標茶町に属する。

(申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基本デザインを変更することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 町の機関や国、地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 標茶町のイメージアップやPRのために使用する場合であって、収入を得ないとき。
- (5) その他、町長が適当と認めるとき。

(承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 標茶町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）が使用し、またそのおそれがあると認められるとき。

(8) その他、町長が使用について不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承認又は不承認を決定したときは、標茶町タウンプロモーションロゴマーク承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。この場合において、町長は、承認する場合必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、使用承認の日から5年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者及び第4条のただし書きに該当する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 別に定める「標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用マニュアル」に従い、使用すること。

(3) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

(4) 使用承認を受けた者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定または登録しないこと。

(6) ロゴマークを使用した物品等の完成品は、速やかにその形状のわかる写真やイラストデータを提出すること。

(7) 町長からの調査その他の照会に応じること。

(使用内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、使用承認された内容について変更又は中止しようとするときは、あらかじめ標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用変更等申請書（別記様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、承認又は不承認とする場合は、標茶町タウンプロモーションロゴマーク変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 使用承認を受けた者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用承認取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該物品を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（無断使用への対応）

第11条 無断によるロゴマークの使用が判明した場合、標茶町は無断で使用した者に対して、使用物品の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

（利用の非独占等）

第12条 この規定による使用承諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。また使用者又は使用対象物等について町が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 標茶町は、使用承諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を追わない。

2 使用承認を受けた者及び第4条のただし書きに該当する者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により標茶町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を標茶町に賠償しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（令和7年4月1日訓令第23号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



いと、おいしい 愛おいしい
しべ推し
SHIBETCHA



いと、おいしい 愛おいしい
しべ推し
SHIBETCHA



いと、おいしい 愛おいしい
しべ推し
SHIBETCHA



いと、おいしい 愛おいしい

しべ推し

SHIBECHA



いと、おいしい 愛おいしい

しべ推し

SHIBECHA



いと、おいしい 愛おいしい

しべ推し

SHIBECHA

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用申請書

年 月 日

（申請先）標茶町長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により使用承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用内容
- 2 使用目的
- 3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 使用数及び制作数量
- 5 担当者連絡先
氏名
住所
電話番号
メールアドレス
- 6 添付書類（図案等）

別記様式第2号（第5条関係）

標茶町タウンプロモーションロゴマーク承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

標茶町長 印

年 月 日付で申請のあった標茶町タウンプロモーションロゴマークの使用について、標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

- （1）本申請のあった標茶町タウンプロモーションロゴ使用申請書の内容のとおりを使用すること
- （2）標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱を遵守すること。

2 不承認
（理由）

別記様式第3号（第9条関係）

標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用変更等申請書

年 月 日

（申請先）標茶町長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付 第 号で承認を受けた内容について標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

1 変更等内容

2 添付書類（図案等）

別記様式第4号（第9条関係）

標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書

第 号
年 月 日

様

標茶町長 印

年 月 日付で申請のあった標茶町タウンプロモーションロゴマークの使用内容の変更（中止）について、標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

- （1）本申請のあった標茶町タウンプロモーションロゴ使用変更等申請書の内容のとおりを使用すること
- （2）標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱を遵守すること。

2 不承認
（理由）

標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

標茶町長 印

年 月 日付 第 号で承認した、標茶町タウンプロモーションロゴマークの使用について、標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱第10条第 2 項の規定により、下記の理由により使用承認を取り消します。

記

使用承認取消理由

- 1 標茶町タウンプロモーションロゴマーク使用取扱要綱の内容に違反すると認められたため
- 2 その他
(理由)